平成 25 年 1 月 28 日

各　　位

株 式 会 社　テ ー オ ー シ ー
東京都品川区西五反田七丁目２２番１７号
代表取締役社長　　大　谷　卓　男
（コード番号　８８４１　東証第１部）
問い合わせ先
常務取締役事務管理部門担当　　羽　廣　元　和
（０３）３４９４－２１１１

株主代表訴訟に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 26 日に、当社株主 2 名から当社取締役及び当社監査役並びに元取締役及び元監査役（以下「当社取締役等」といいます。）計 16 名に対して損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起されましたので、下記のとおり、お知らせいたします。なお当社は未だ訴訟告知を受けておりませんが、平成 25 年 1 月 25 日付で一部被告の就業先として訴状を受領し、今回の訴訟提起を事実上、知るに至ったものであります。

記

１．原告

ロイヤル バンク オブ カナダ トラスト カンパニー（ケイマン）リミテッド
エフィッシモ キャピタル マネジメント ピーティーイー エルティーディー

２．被告

当社取締役 8 名
当社元取締役 2 名
当社監査役 1 名
当社元監査役 5 名

３．訴えの概要

当社の株式会社イー・エス・アイへの出資及び当社の株式会社穴吹工務店への出資（以下「本件取得行為」といいます。）により発生した損害につき、当時の取締役及び監査役であった者に善管注意義務違反があったとして、被告 16 名に対し、全部又は一部につき連帯して、総額金 54 億 2745 万円を賠償するように請求するものであります。

４．公告

当社は、訴訟告知書を受領した後、当社ホームページにて、次の公告を行う予定であります。

「当社株主ロイヤル バンク オブ カナダ トラスト カンパニー（ケイマン）リミテッドおよびエフィッシモ キャピタル マネジメント ピーティーイー エルティーディーから、当社取締役等 16 名に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟が東京地方裁判所（平成 24 年（ワ）36690 号）に提起されましたので、会社法第 849 条第 4 項の規定により公告いたします。」

5．会社の見解

当社は、本日開催の取締役会にて、当社が被告（当社取締役等 16 名）側へ補助参加をすることを決定いたしました。また、当社が補助参加することに、監査役全員が同意しております。

当社は、平成 24 年 3 月 16 日付で本訴訟の原告株主から当社に対し、当社取締役等に善管注意義務違反があることから、損害賠償請求を行うよう提訴請求を受けましたが、当社が詳細な調査を行った結果、本件取得行為は、いずれも、経営判断として認められる裁量の範囲を逸脱したものではなく、善管注意義務違反はないものと判断しました。その結果、当社取締役等を提訴する必要はないものとして、当社は原告株主に対して、平成 24 年 5 月 16 日付「不提訴理由通知書」にて通知しております。

6．業績に与える影響

本訴訟は、株主が当社取締役等 16 名を訴えているものであり、当社の業績に影響はありません。

以　上